資料3

議題３　商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税課税免除について（清須市提出）

市名	回答			
	（１）課税免除の実施状況	（④その他の場合） 具体的内容	（２）課税免除した次年度以降の手続き	（③その他の場合） 具体的内容
名古屋市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		①賦課期日において税額通知をし、届出により免除の可否を決定する。	
豊橋市	③条例に規定せず、課税免除を行っていない。			
岡崎市	④その他	商品である軽自動車等については本市市税条例に基づき課税免除としています。ただし、車両番号を指定されている軽自動車等については、別途事務取扱要領によってその対象から除外しています。		
一宮市	④その他	現状あてはまるのは③ですが、R2年度までの当市の状況は、清須市が実施しようとしているのと同じ形であると思われます。すなわち、平成12年に総務省条例例から商品車の課税免除に関する条文が削除された後も、当市の市税条例には課税免除の条文は引き続き残っていたところ、この条文が直接規定するのは「ナンバーのない車両には課税しない」ということのみである（＝条例例削除前の総務省の基本的な解釈）という立場を取りつつ、別途要綱によりナンバーのある商品車に対する課税免除を定め（「要綱の要件に該当するものは条例の課税免除と同等に扱う」旨の定め）、実施していました（H19からR2年度まで）。	③その他	廃止直前R2年度の状況を記述します。免除を受ける前年の4月2日以降の取得を要件にしていたため、複数年継続して免除されることはありません。申請期間を４月１日から１０日までとし、申請者に対して免除決定通知を交付しますが、税額決定通知自体は交付していませんでした。（免除決定通知が税額決定通知を兼ねているという位置付け） なお、質問外のこととなりますが、参考までに当市の経験から言える課税免除実施にあたり留意すべきことを述べさせていただきますと、「実施目的を明確にし、時限条項・見直し条項を設定すること」ができるか否かが重要な論点となります。たとえば「現下の経済情勢を踏まえた軽自動車の円滑な普及・流通の促進」「消費者支援」などを実施理由に掲げるのであれば、将来の経済情勢の変化を想定した時限条項や、効果測定による見直し条項を設定し、恒久的制度を前提としていないことを明示しておくことが考えられます。 現実には、課税免除には事業者支援の効果しか表れない（制度を実施していない近隣市と同車種の販売価格を比較しても差が出ない）と思われます。税担当の感覚では、制度導入＝当然に恒久的なものと捉えがちですが、本件は実質的に事業者向け補助金制度のごとく機能するものと言わざるを得ませんので、補助金制度を導入する場合と同様の視点、すなわち、期限を区切りあらかじめ終了への道筋をつけておくことが肝要であると考えます。当市はおそらく制度導入時にそのような問題意識は有しておらず、その後14年間に渡り課税免除を続けることになりました。
瀬戸市	②条例に規定しているが、運用していない。		③その他	条例の規定はあるものの課税免除の実績がないため次年度以降の手続きについて未定。
半田市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		①賦課期日において税額通知をし、届出により免除の可否を決定する。	
春日井市	④その他	条例に規定しており、運用しているが、ナンバープレートの交付を受けている車両については使用されていない車両としては取り扱わない。	③その他	ナンバープレートの交付を受けている車両については課税免除の対象としていないため、手続きはありません。
豊川市	②条例に規定しているが、運用していない。			
津島市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		③その他	要綱に「課税免除の申請をしようとする年度の前年の４月２日以降に取得し、当該申請をしようとする年度の４月１日（以下賦課期日という。）現在において、販売を目的として、現に展示してあること。」としており、継続して課税免除することを想定していない。
碧南市	④その他	条例に規定しているが、「碧南市軽自動車税課税免除及び減免事務取扱要綱」でナンバーの交付を受けているものを除くと定めている。		

議題３　商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税課税免除について（清須市提出）

市名	回答			
	（１）課税免除の実施状況	（④その他の場合） 具体的内容	（２）課税免除した次年度以降の手続き	（③その他の場合） 具体的内容
刈　谷　市	③条例に規定せず、課税免除を行っていない。	（１）の回答根拠について以下に記載します。 ■市税条例 第７４条（種別割の課税免除） 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。 ■刈谷市軽自動車税種別割課税免除及び減免取扱要綱 第２条（課税免除とする軽自動車等の基準） 条例第７４条の規定により種別割を課さない軽自動車等は、自動車販売業者等が販売することを目的として所有する軽自動車等で、かつ、車両番号標等（試乗その他臨時運行用のものを除く。）の交付を受けていないものとする。		課税免除する軽自動車等の基準として、車両番号標識等の交付を受けていないものとしているため、届出等の提出による課税免除は受け付けていません。 問い合わせがあった場合、原付や小型特殊自動車の場合は廃車手続を案内し、三・四輪の軽自動車または二輪車の場合は一時抹消の手続を案内しています。 【以下参考】 ■行政事件裁判判例　事件番号：平成23(ワ)75　裁判要旨より一部抜粋 「使用しない軽自動車等」とは、車両番号の指定を受けていない軽自動車をいうものと解するのが相当である。
豊　田　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
安　城　市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		③その他	清須市と同じ
西　尾　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
蒲　郡　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
犬　山　市	③条例に規定せず、課税免除を行っていない。			
常　滑　市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		③その他	市の基準で前年度の４月２日以降に取得した車両であることが要件になっているため、次年度以降の課税免除は行っておりません。
江　南　市	②条例に規定しているが、運用していない。	今のところ対象となる車両がない。	②賦課期日前に現況届を提出させ免除の継続可否を決定する。	
小　牧　市	③条例に規定せず、課税免除を行っていない。			
稲　沢　市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		③その他	自動車販売会社等が保有する商取引の対象となる軽自動車等で運行しないものであって道路運送車両法の規定に基づく登録を行っているもの(車両番号標の表示のあるもの)及び条例の規定に基づく標識の交付を受けたものは除くため、特段の手続きを要しない。
新　城　市	②条例に規定しているが、運用していない。		③その他	本市も清須市と同様、ナンバーの交付を受けているものについては、「商品であって使用しないもの」とは扱わず課税をしている状態です。
東　海　市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		③その他	最初の一年のみ適用
大　府　市	④その他	本市では、商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税種別割の課税免除について、市税条例中に課税免除の規定はあるが、①大津地方裁判所裁判例（平成24年３月）・・・『「使用しない軽自動車」とは、車両番号の指定を受けていない軽自動車をいうものと解するのが相当である。』や②国の依命通達（平成11年以前）・・・『課税免除は、商品であって車両番号の指定を受けていない軽自動車を想定してその取扱を示していた。』ことから、車両番号の指定を受けていない軽自動車のみ課税を行わないものとする運用としている。		

議題３　商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税課税免除について（清須市提出）

市名	回答			
	（１）課税免除の実施状況	（④その他の場合） 具体的内容	（２）課税免除した次年度以降の手続き	（③その他の場合） 具体的内容
知　多　市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		③その他	基本的には①ですが、前年に申請があり、かつ納税義務者が変わっていない車両については、案内文を送付しています。
知　立　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
尾 張 旭 市	②条例に規定しているが、運用していない。			
高　浜　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
岩　倉　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
豊　明　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
日　進　市	③条例に規定せず、課税免除を行っていない。	「商品であって使用しないもの」について、条例に規定せず、課税免除を行っていません。ただし、原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造業者又は販売業者に対する試乗用標識（課税額０）の交付は条例に規定し行っています。		
田　原　市	④その他	提案市に同様 条例で規定はしているが、平成24年3月の大津地方裁判所で、「使用しない軽自動車」とは車両番号の指定を受けていない軽自動車と解するのが相当である」との判例があり、車両番号の指定を受けたものは「商品であって使用していないもの」としては扱わず課税をしている。		
愛　西　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
清　須　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
北名古屋市	①条例に規定し、細則を定め運用している。		③その他	次年度以降と初年度の対応は変わらず、納税義務者から届出があった場合に免除の可否を決定する。
弥　富　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
み よ し 市	③条例に規定せず、課税免除を行っていない。			
あ　ま　市	②条例に規定しているが、運用していない。			
長 久 手 市	②条例に規定しているが、運用していない。			